

広島県告示第八百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十四年広島県告示第五百八十三号	
所在地		広島県福山市新市町相方及び同町新市地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	区域の名称
土石流	相方下川(三二隣一)	土石流	相方下川(三二隣一)
土石流	相方中川(三三)	土石流	相方中川(三三)
土石流	相方上川(三四)	土石流	相方上川(三四)
土石流	新市川(四七八)	土石流	新市川(四七八)
土石流	新市川(四七八隣一)	土石流	新市川(四七八隣一)
土石流	新市川(四七八隣二)	土石流	新市川(四七八隣二)
土石流	相方(五〇二〇)	土石流	相方(五〇二〇)
土石流	相方二(五〇二一)	土石流	相方二(五〇二一)
土石流	下組(八二八三)	土石流	下組(八二八三)